

令和5年度 茨城県一般会計予算

令和5年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,292,193,509千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 426,830,705
	1 県 民 税	125,272,536
	2 事 業 税	106,607,052
	3 地 方 消 費 税	95,888,729
	4 不 動 産 取 得 税	6,638,689
	5 県 た ば こ 税	3,657,993
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,702,988
	7 軽 油 引 取 税	32,679,840
	8 自 動 車 税	51,957,273
	9 鉱 区 税	3,500
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,274,066
	11 狩 猟 税	32,894
	12 旧 法 に よ る 税	115,145
2 地 方 消 費 税 清 算 金		143,781,768
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	143,781,768
3 地 方 譲 与 税		54,518,273
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	50,231,962
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,510,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	116,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	513,311
	5 森 林 環 境 譲 与 税	146,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		2,000,000
	1 地方特例交付金	2,000,000
5 地方交付税		196,368,000
	1 地方交付税	196,368,000
6 交通安全対策特別交付金		736,000
	1 交通安全対策特別交付金	736,000
7 分担金及び負担金		8,150,941
	1 分担金	663,569
	2 負担金	7,487,372
8 使用料及び手数料		15,837,577
	1 使用料	11,474,516
	2 手数料	666,111
	3 証紙収入	3,696,950
9 国庫支出金		164,712,119
	1 国庫負担金	52,994,897
	2 国庫補助金	109,933,696
	3 委託金	1,783,526
10 財産収入		1,972,161
	1 財産運用収入	1,020,049
	2 財産売払収入	952,112
11 寄附金		132,218
	1 寄附金	132,218
12 繰入金		45,926,825
	1 特別会計繰入金	786,161
	2 基金繰入金	45,140,664

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		142,300,222
	1 延滞金、加算金及び過料	487,614
	2 県預金利子	723
	3 公営企業貸付金元利収入	3,854
	4 貸付金元利収入	121,686,401
	5 受託事業収入	4,885,816
	6 収益事業収入	7,797,814
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	7,437,999
15 県債		83,926,700
	1 県債	83,926,700
歳入合計		1,292,193,509

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,680,883
	1 議 会 費	1,680,883
2 総 務 費		41,276,043
	1 総 務 管 理 費	26,555,100
	2 徴 税 費	12,273,495
	3 市 町 村 振 興 費	1,820,325
	4 選 挙 費	17,580
	5 人 事 委 員 会 費	142,917
	6 監 査 委 員 費	166,626
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		14,144,883
	1 企 画 費	8,220,635
	2 開 発 費	5,385,256
	3 統 計 調 査 費	538,992
4 生 活 環 境 費		6,575,868
	1 生 活 文 化 費	1,821,705
	2 環 境 保 全 費	4,754,163
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,985,130
	1 防 災 費	4,951,435
	2 災 害 救 助 費	33,695
6 保 健 医 療 費		137,444,859
	1 保 健 医 療 費	70,054,427
	2 保 健 所 費	2,077,166

	3 医 薬 費	11,715,329
	4 環 境 衛 生 費	1,235,558
	5 公 衆 衛 生 費	52,362,379
7 福 祉 費		126,163,330
	1 福 祉 政 策 費	2,469,727
	2 生 活 保 護 費	4,982,841
	3 障 害 福 祉 費	35,941,345
	4 長 寿 福 祉 費	42,113,590
	5 児 童 福 祉 費	40,655,827
8 労 働 費		2,759,713
	1 労 働 政 策 費	747,122
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,881,249
	3 労 働 委 員 会 費	131,342
9 農 林 水 産 業 費		40,533,269
	1 農 業 費	11,251,059
	2 畜 産 業 費	3,306,236
	3 林 業 費	5,834,681
	4 水 産 業 費	3,804,553
	5 農 地 費	16,336,740
10 営 業 戦 略 費		6,328,080
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	983,150
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,506,526
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,838,404
11 立 地 推 進 費		19,754,879
	1 立 地 推 進 費	19,754,879

12 商 工 費		121,269,416
	1 産 業 政 策 費	115,974,874
	2 技 術 振 興 費	2,522,192
	3 中 小 企 業 費	2,772,350
13 土 木 費		100,253,596
	1 土 木 管 理 費	3,687,166
	2 道 路 橋 梁 費	60,780,650
	3 河 川 海 岸 費	20,555,871
	4 港 湾 費	5,044,949
	5 都 市 計 画 費	5,557,164
	6 住 宅 費	4,627,796
14 警 察 費		62,625,169
	1 警 察 管 理 費	56,536,390
	2 警 察 活 動 費	6,088,779
15 教 育 費		258,574,630
	1 教 育 総 務 費	43,615,505
	2 小 学 校 費	80,278,974
	3 中 学 校 費	45,589,933
	4 高 等 学 校 費	58,027,285
	5 特 別 支 援 学 校 費	25,313,184
	6 社 会 教 育 費	3,633,862
	7 保 健 体 育 費	2,115,887
16 災 害 復 旧 費		841,885
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	192,003
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		162,309,295
	1 公 債 費	162,309,295
18 諸 支 出 金		182,672,581
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,892,092
	2 利子割交付金	186,949
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	94,185,064
	5 地方消費税交付金	72,972,136
	6 配当割交付金	2,553,516
	7 株式等譲渡所得割交付金	1,680,237
	8 環境性能割交付金	1,108,138
	9 法人事業税交付金	7,944,820
	10 自動車取得税交付金	76,572
	11 公営企業貸付金	73,056
19 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		1,292,193,509

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和5年度 至 令和15年度	元金1,175,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県 庁 舎 空 調 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	県庁舎の空調設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 6 年 度	551,011千円
筑 西 合 同 庁 舎 受 変 電 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	筑西合同庁舎の受変電設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 6 年 度	107,052千円
共 通 基 盤 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託 契 約	共通基盤システム更新業務に係る委託契約を締結する。	令 和 6 年 度	289,477千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関等に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額4億250万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和20年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額900万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	882,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額

医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	11,000千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	27,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	20,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	534,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和17年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	56,000千円

失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和11年度	1,250千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	15,554千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	3,410千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和5年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和5年度 至 令和6年度	261,066千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和25年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和20年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和5年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和6年度 至 令和17年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和8年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和25年度	31,250千円

漁業近代化資金等 利 子 補 給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和28年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和8年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水 事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の除塵機設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	300,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂市額田南郷地内の額田こ道橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	90,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道355号、石岡市東成井地内の東成井跨線橋外1箇所地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	2,000,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般県道日立港線、日立市久慈町地内の甕の橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	300,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道北茨城大子線、北茨城市磯原地内の磯原跨線橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和8年度	1,100,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道筑西つくば線、筑西市成田地内の成田陸橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	60,000千円
国補河川改修 費用負担契約	一級河川沢渡川、水戸市見和地先の捷水路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	1,400,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外6箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	700,000千円

県営住宅建設 工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	385,000千円
県立学校校舎 賃貸借契約	県立協和特別支援学校外2校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和16年度	2,134,550千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,100千円
近代美術館展覧会 開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,650千円
陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,760千円
教員選考試験問題 作成等業務委託契約	令和6年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	10,417千円
警察本部庁舎 窓際空調設備 更新工事請負契約	警察本部庁舎の窓際空調設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	197,230千円
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託業務を締結する。	令和6年度	45,680千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	316,400	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200			
土地改良事業	2,712,200			
河川事業	12,737,000			
海岸整備事業	223,700			
砂防事業	51,900			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200			
港湾整備事業	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800			
街路事業	675,700			
空港整備事業	6,600			
放課後児童クラブ整備事業	304,500			
産業技術専門学院整備事業	10,800			
いばらき就職支援センター整備事業	60,300			
茨城県職業人材育成センター整備事業	56,300			
体育施設整備事業	131,100			
公営住宅建設事業	986,100			
過年補助災害復旧事業	21,300			
現年補助災害復旧事業	198,300			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	123,800			
老人福祉施設整備事業	390,300			

障害福祉施設整備事業	3,866,600			
総合福祉会館整備事業	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800			
交通安全施設整備事業	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600			
公園事業	621,400			
高校整備事業	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100			
特別支援学校整備事業	763,900			
空港周辺整備事業	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900			
災害救助対策事業	3,600			
アクアワールド 茨城県大洗水族館整備事業	206,100			
消防施設整備事業	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800			
農業総合センター 施設整備事業	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400			
県民文化センター 施設整備事業	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600			
家畜保健衛生所 施設整備事業	50,400			
保健所施設整備事業	103,400			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	75,400			

公共処分場整備事業	257,800			
地域活性化事業	506,100			
防災対策事業	430,500			
合併特例事業	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,034,900			
上水道事業出資金	951,000			
臨時財政対策債	16,400,000			
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	83,926,700			

令和5年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和5年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,050,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		20,050,245 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	19,354,805
	2 繰 入 金	152,900
	3 繰 越 金	542,540
歳 入 合 計		20,050,245

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		20,050,245 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	19,419,032
	2 積 立 金	1,508
	3 繰 出 金	100,000
	4 予 備 費	529,705
歳 出 合 計		20,050,245

令和5年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和5年度公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,318,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	91,156,500 ^千	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	91,156,500			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		160,318,272 ^{千円}
	1 財 産 収 入	159,720
	2 繰 入 金	69,002,052
	3 県 債	91,156,500
歳 入 合 計		160,318,272

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		160,318,272 ^{千円}
	1 公 債 費	160,318,272
歳 出 合 計		160,318,272

令和5年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和5年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ796,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		796,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	795,999
歳 入 合 計		796,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		796,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	600,000
	2 繰 出 金	195,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		796,000

令和5年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和5年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,968,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
神栖総合公園整備事業	87,100 千円	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
サッカーミュージアム 整備事業	29,200			
計	116,300			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		1,968,859 ^{千円}
	1 事 業 収 入	520,000
	2 財 産 収 入	548,167
	3 繰 越 金	387,730
	4 諸 収 入	395,795
	5 県 債	116,300
	6 使 用 料	867
歳 入 合 計		1,968,859

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		1,968,859 ^{千円}
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,200,666
	2 公 債 費	758,193
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		1,968,859

令和5年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和5年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,719,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	527,200 千円	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	527,200			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院収入		3,719,328 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	1,812,687
	2 財産収入	1,152
	3 繰入金	1,331,576
	4 繰越金	30,000
	5 諸収入	15,898
	6 県債	527,200
	7 国庫支出金	815
歳入合計		3,719,328

歳 出

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院学費		3,719,328 ^{千円}
	1 病院運営費	3,183,803
	2 研究研修費	22,700
	3 公債費	510,325
	4 予備費	2,500
歳出合計		3,719,328

令和5年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和5年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,939,394千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		242,939,394 ^{千円}
	1 負担金	80,983,723
	2 国庫支出金	67,792,176
	3 財産収入	5,968
	4 繰入金	15,059,909
	5 繰越金	28,293
	6 諸収入	79,069,325
歳入合計		242,939,394

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		242,939,394 ^{千円}
	1 国民健康保険費	242,933,326
	2 積立金	5,968
	3 予備費	100
歳出合計		242,939,394

令和5年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ314,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		314,774 ^{千円}
	1 繰入金	27,867
	2 貸付返納金	111,097
	3 繰越金	175,528
	4 諸収入	282
歳入合計		314,774

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		314,774 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	113,294
	2 予備費	201,480
歳出合計		314,774

令和5年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和5年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,399,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		1,399,094 ^{千円}
	1 繰 入 金	21,206
	2 繰 越 金	37,650
	3 諸 収 入	1,340,238
歳 入 合 計		1,399,094

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		1,399,094 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	1,392,694
	2 予 備 費	6,400
歳 出 合 計		1,399,094

令和5年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和5年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ371,407千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		371,407 ^{千円}
	1 繰入金	4,123
	2 繰越金	327,567
	3 諸収入	39,717
歳入合計		371,407

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金支出		371,407 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	367,267
	2 業務勘定支出	4,134
	3 予備費	6
歳出合計		371,407

令和5年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,343 ^{千円}
	1 繰入金	342
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		91,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		91,343

令和5年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,353千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,353 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,349
	2 繰 越 金	53,048
	3 諸 収 入	16,956
歳 入 合 計		71,353

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,353 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,349
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,353

令和5年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,965,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 6,967,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	6,967,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		10,965,139 ^{千円}
	1 使 用 料	1,656,078
	2 財 産 収 入	424,592
	3 繰 入 金	1,789,549
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	125,320
	6 県 債	6,967,600
歳 入 合 計		10,965,139

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		10,965,139 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	136,090
	2 港 湾 管 理 費	1,724,646
	3 港 湾 振 興 費	51,596
	4 港 湾 建 設 費	5,573,600
	5 公 債 費	3,477,207
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		10,965,139

令和5年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,325,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,723,000	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	1,723,000			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		15,325,220 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	10
	2 国庫支出金	45,755
	3 負担金	260,000
	4 財産収入	6,764,450
	5 繰入金	4,495,000
	6 繰越金	1,500,257
	7 諸収入	536,748
	8 県債	1,723,000
歳 入 合 計		15,325,220

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		15,325,220 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	6,067,498
	2 島名・福田坪開発事業費	2,487,955
	3 上河原崎・中西開発事業費	6,715,358
	4 阿見・吉原開発事業費	54,409
歳 出 合 計		15,325,220

令和5年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	388人	年間	141,990人
外来	1日平均	941人	年間	228,560人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	224人	年間	82,130人
外来	1日平均	306人	年間	74,358人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	103人	年間	37,698人
外来	1日平均	221人	年間	53,718人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	121,860千円
第1項 医業外収益	121,860千円
第2款 中央病院事業収益	20,777,550千円
第1項 医業収益	16,243,903千円
第2項 医業外収益	4,523,647千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,153,669千円
第1項 医業収益	3,132,235千円
第2項 医業外収益	1,020,434千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,346,988千円
第1項 医療収益	43,205千円
第2項 医療外収益	1,302,783千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	121,860千円
第1項 医療費用	121,855千円
第2項 医療外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	20,766,840千円
第1項 医療費用	20,498,179千円
第2項 医療外費用	248,661千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,124,682千円
第1項 医療費用	4,040,413千円
第2項 医療外費用	77,269千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,257,507千円
第1項 医療費用	1,180,072千円
第2項 医療外費用	75,435千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,397千円は、過年度分損益勘定留保資金430,184千円及び当年度分損益勘定留保資金629,213千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	1,059,895千円
第1項 企業債	519,600千円
第2項 負担金	530,295千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	222,811千円
第1項 企業債	125,000千円
第2項 負担金	97,811千円
第3款 こども病院資本的収入	616,926千円
第1項 企業債	330,100千円
第2項 負担金	270,136千円
第3項 国庫補助金	16,690千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	1,811,017千円
第1項 建設改良費	854,713千円
第2項 償 還 金	956,304千円
第2款 ころの医療センター 資本的支出	327,328千円
第1項 建設改良費	131,527千円
第2項 償 還 金	195,621千円
第3項 投 資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	820,684千円
第1項 建設改良費	346,865千円
第2項 償 還 金	473,819千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立中央病院整備事業	千円 519,600	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立ころの医療センター整備事業	125,000			
県立こども病院整備事業	330,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 職員給与費等 | 13,652,629千円 |
| (2) 交 際 費 | 610千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬 品	3,460,435千円
燃 料	65,475千円
計	3,525,910千円

2 こころの医療センター事業

薬 品	139,157千円
診 療 材 料	35,184千円
燃 料	943千円
計	175,284千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医療情報機器	電子カルテシステム	1 式

令和5年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	142,741,072m ³
(3) 1日平均給水量	390,003m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	7,845,089千円
鹿行広域水道事業	1,413,192千円
県中央広域水道事業	1,433,233千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	20,020,440千円
第1項 営業収益	17,724,055千円
第2項 営業外収益	2,284,646千円
第3項 特別利益	11,739千円
支 出	
第1款 事業費用	21,154,064千円
第1項 営業費用	20,111,468千円
第2項 営業外費用	1,018,457千円
第3項 特別損失	12,139千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,313,943千円は、過年度分損益勘定留保資金8,833,299千円、当年度分消費税等資本的収支調整額468,501千円及び建設改良積立金12,143千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,412,755千円
第1項 国庫補助金	540,255千円
第2項 企業債	2,550,100千円
第3項 出資金	951,000千円
第4項 負担金	170,250千円
第5項 他会計補助金	111,625千円
第6項 長期借入金	73,056千円

第7項 関連事業収入	16,469千円
支 出	
第1款 資本的支出	13,726,698千円
第1項 建設改良費	10,691,514千円
第2項 資産購入費	41,819千円
第3項 償 還 金	2,882,791千円
第4項 補助金返還金	105,085千円
第5項 出資金返還金	5,489千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和6年度	974,655千円
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和6年度 至 令和7年度	2,897,728
鹿行広域水道建設事業工事請負契約	令和6年度	408,551
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	178,156
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	47,960
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	7,496

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	2,550,100千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,089,905千円

(2) 交 際 費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、233,580千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和5年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	248事業所
(2) 年間総給水量	328,140,106㎡
(3) 1日平均給水量	896,558㎡
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	168,473千円
鹿島工業用水道事業	1,809,308千円
県南西広域工業用水道事業	2,291,464千円
県央広域工業用水道事業	1,538,903千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	13,556,866千円
第1項 営業収益	12,313,011千円
第2項 営業外収益	1,243,855千円

支 出

第1款 事業費用	13,133,219千円
第1項 営業費用	12,590,725千円
第2項 営業外費用	531,994千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,928,552千円は、過年度分損益勘定留保資金4,535,470千円、当年度分消費税等資本的収支調整額220,641千円及び建設改良積立金172,441千円で補てんする。)

収 入

第1款 資本的収入	3,132,712千円
第1項 国庫補助金	88,700千円
第2項 企業債	2,268,400千円
第3項 負担金	485,919千円
第4項 基金繰入金	289,693千円

支 出

第1款 資本的支出	8,061,264千円
第1項 建設改良費	5,808,148千円
第2項 資産購入費	4,132千円
第3項 償還金	2,069,454千円

第4項 補助金返還金 101,508千円

第5項 基金積立金 78,022千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	令和6年度	323,323 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和6年度	79,266
那珂川工業用水道事業運転管理業務委託契約	自 令和6年度 至 令和10年度	534,850
県央広域工業用水道事業運転管理業務委託契約	自 令和6年度 至 令和10年度	452,445

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	2,268,400 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 729,526千円

(2) 交 際 費 296千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,341千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和5年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

稲敷土地造成事業

土地分譲 76,000㎡

土地造成費 59,646千円

つくばみらい福岡地区
土地造成事業

土地分譲 596,000㎡

土地造成費 324,062千円

坂東山地区土地造成事業

土地造成費 6,255,200千円

ひたちなか地区
土地造成事業

開発調査 232,000㎡

土地造成費 71,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 24,559,571千円

第1項 営業収益 24,559,392千円

第2項 営業外収益 179千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 21,305,339千円

第1項 営業費用 21,099,312千円

第2項 営業外費用 203,627千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,567,026千円は、過年度分損益勘定留保資金80,585千円及び当年度分損益勘定留保資金19,486,441千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 6,338,094千円

第1項 企業債 5,983,700千円

第2項 受託工事収入	258,500千円
第3項 関連事業収入	95,894千円
支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	25,905,120千円
第1項 土地造成費	6,709,908千円
第2項 資産購入費	12千円
第3項 償還金	19,195,200千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ひたちなか地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和6年度 至 令和7年度	3,841,950 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	5,983,700 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 51,714千円

(2) 交際費 11千円

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土地	工業団地	593,000㎡	売払い
(坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)				

令和5年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	44,857,895m ³
(2) 1日平均処理水量	122,563m ³
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,472,522千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,564,619千円
第1項 営業収益	2,990,657千円
第2項 営業外収益	571,711千円
第3項 特別利益	2,251千円
支 出	
第1款 事業費用	3,386,298千円
第1項 営業費用	3,335,832千円
第2項 営業外費用	49,405千円
第3項 特別損失	61千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,096,264千円は、過年度分損益勘定留保資金924,906千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額171,358千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,779,946千円
第1項 国庫補助金	593,529千円
第2項 企業債	1,176,000千円
第3項 負担金	10,417千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,876,210千円
第1項 建設改良費	2,472,522千円
第2項 資産購入費	44,581千円
第3項 償還金	359,107千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	令和6年度	130,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島臨海都市計画 下水道事業	1,176,000 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 179,470千円

令和5年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	129,643,000m ³
(2) 1日平均処理水量	354,216m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	4,231,431千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,299,483千円
第1項 営業収益	9,469,126千円
第2項 営業外収益	7,756,219千円
第3項 特別利益	74,138千円
支 出	
第1款 事業費用	18,718,283千円
第1項 営業費用	18,341,344千円
第2項 営業外費用	322,331千円
第3項 特別損失	50,608千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,893,649千円は、過年度分損益勘定留保資金1,308,974千円、当年度分損益勘定留保資金496,245千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額88,430千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,460,910千円
第1項 国庫補助金	2,355,627千円
第2項 企業債	1,194,300千円
第3項 負担金	910,842千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	61千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,354,559千円
第1項 建設改良費	4,231,431千円
第2項 資産購入費	25,189千円

第3項 償 還 金 2,097,891千円

第4項 基金積立金 48千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	令和6年度	622,654 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和6年度 至 令和7年度	2,165,800
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和6年度	105,520
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和6年度	125,776
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令和6年度	70,980

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,194,300 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 514,371千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,477,250千円である。